

小牧市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

1 改正の経緯

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和6年7月2日に抜本的に改正され、その後、令和7年6月6日には県行動計画も改定がされた。本市では、平成26年11月に策定した行動計画を県の指導の下、国が作成した「市町村行動計画作成の手引き」に基づき改正を行うものである。

2 変更内容

平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に対応できる社会を目指す。(別冊計画(案)の赤字表記部分が変更箇所となります。)

(1) 市行動計画の対象とする感染症に①新型コロナウイルス感染症、②再興型コロナウイルス感染症、③指定感染症を追加した。

(2) 次のとおり、対策項目及び対策項目の対応時期が変更となった。

変更前	変更後
対策項目（6項目）	対策項目（8項目）
①実施体制 ②サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン ⑤医療 ⑥保健 ⑦物資 ⑧住民の生活及び地域経済の安定の確保

変更前	変更後
対策項目の対応時期	対策項目の対応時期
①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期	①準備期 ②初動期 ③対応期

3 その他

- ① 改正にあたり、11月19日（水）に開催された令和7年度第2回小牧市健康づくり推進審議会で議題とし、有識者から意見を聴取した。意見を反映し、市町村行動計画作成の手引きにはなかった対策項目に「医療」を追加し、対策項目の「物資」に対して「初動期」、「対応期」を追加した。
- ② 指定感染症とは、既知の感染症の中で感染症分類一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症である。
- ③ 新たな対策項目の対応時期とは、有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。

全体を以下の3期に分けて記載

準備期：感染症が発生する前段階（平時）に必要な対応等を定めた計画

初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画

対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画